

コロナ禍における生乳流通の安定と 畜安法の厳正な制度運用に関する要望

北海道の生乳生産は、飼養戸数の減少が続く中、国や酪農家、乳業など一体となった取り組みにより、堅調に推移しています。しかし、1戸あたりの飼養頭数の増加などによって労働力不足に陥り、生産基盤は不安定な状況下にあります。また、我が国の乳製品等はTPP11や日米貿易協定などの大型国際貿易協定の発効によって大幅に市場開放されることとなり、農業者の所得低下や国内需給の悪化が懸念されています。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国内の牛乳乳製品の需給は大きく変化し、特に3月末時点の脱脂粉乳・バター在庫量（脱粉：約8.7万ト、バター：約3.9万ト）は過去に生乳廃棄に至った水準にまで積み上がっています。さらに、2018年4月から施行された改正畜安法下において、「いいとこ取り」などが散見されるほか、現場の実態を踏まえない規制改革推進会議の議論により生産現場の意図しない制度改正が危惧されており、今後の営農に大きな不安を抱えています。

つきましては、生乳の安定供給に向け、新たな「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」で掲げる方針に基づき、今後も安心して生乳生産が行えるよう、下記の通り要請致します。

記

1. 国産乳製品の需要・消費拡大対策の継続・強化

生乳生産が堅調に推移する中、コロナ禍により乳製品の在庫が過去最高水準にまで達していることから、国産乳製品の需要・消費拡大等の取り組みに対する支援を継続・強化し、生乳流通の安定を図ること。

2. 改正畜安法の厳正な制度運用

酪農経営の安定に向け、改正畜安法下において生乳流通の実態を踏まえ、指定事業者の基本的機能（広域的な需給調整のための一元集荷・多元販売など）が低下しないよう、厳正かつ公平性を確保した制度運用を引き続き行うこと。

一方、年間契約が遵守されない「いいとこ取り」などについては、国が当該事業者や生産者に対して、厳格な指導・勧告を行うこと。

2021（令和3）年4月

北海道農民連盟
委員長 大久保 明義